## 議案第17号

## 君津市物産館の指定管理者の指定について

君津市物産館の指定管理者に下記の者を指定したいので、地方自治法(昭和22年法律 第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称 きみつふるさと物産館

2 施設の位置 君津市笹1766番3

3 指定管理者 千葉県君津市笹1766番地3

有限会社きみつふれあいの里

代表取締役 松本喜三

4 指定期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

令和元年11月28日提出

君津市長 石 井 宏 子

## 君津市物産館の指定管理者となる団体の概要

- 1 名 称 有限会社きみつふれあいの里
- 2 代表者 代表取締役 松本喜三
- 3 所在地 千葉県君津市笹1766番地3
- 4 設立日 平成8年7月1日
- 5 目 的 等 次の事業を営むことを目的とする。
  - (1) 農産物の生産、加工、販売
  - (2) 木炭の製造、販売
  - (3) 地域産業に関する商品の企画、立案、宣伝、並びに販売の斡旋
  - (4) 食品の販売店の経営
  - (5) 観光地及び観光施設の紹介
  - (6) 飲食店の経営
  - (7) 酒類及び煙草の販売
  - (8) 前各号に付帯する一切の業務
- 6 資本金の額 365万円
- 7 従業員等 従業員数8人